

給与所得について

給与収入金額(円)	給与所得金額(円)
～ 650,999円	0円
651,000円～1,899,999円	収入一650,000円
1,900,000円～3,599,999円	(収入÷4 ※千円未満切捨て)×2.8～80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(収入÷4 ※千円未満切捨て)×3.2～440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入×0.9～1,100,000円
8,500,000円～	収入一1,950,000円

年金所得について

年金収入金額(円)	年金所得金額(円)
～1,299,999円	収入一600,000円
1,300,000円～4,099,999円	収入×0.75～275,000円
4,100,000円～7,699,999円	収入×0.85～685,000円
7,700,000円～9,999,999円	収入×0.95～1,455,000円
10,000,000円～	収入一1,955,000円
年金収入金額(円)	年金所得金額(円)
～3,299,999円	収入一1,100,000円
3,300,000円～4,099,999円	収入×0.75～275,000円
4,100,000円～7,699,999円	収入×0.85～685,000円
7,700,000円～9,999,999円	収入×0.95～1,455,000円
10,000,000円～	収入一1,955,000円

※上記は、公的年金以外の所得が1,000万円以下の場合です。1,000万円超～2,000万円以下は所得額が+10万円、2,000万円超は+20万円されます。

所得控除について

所得控除の種類		控除内容の説明								
13	社会保険料控除	令和7年中に国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等を支払った場合の控除（給与所得者の場合は、給与から差し引かれた健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料）※控除証明書類等の証明書類の添付が必要								
14	小規模企業共済等掛金控除	令和7年中に小規模企業共済法の規定による共済契約に基づく掛金等を支払った場合の控除 ※控除証明書類等の証明書類の添付が必要								
15	生命保険料控除	令和7年中に支払った各種生命保険料の金額に応じて控除 ※控除証明書類等の証明書類の添付が必要	新契約 ①新一般生命保険料 ②介護医療保険料 ③新個人年金保険料	12,000円以下 12,001円～32,000円 32,001円～56,000円 56,001円以上	支払った保険料の額 支払った保険料×1/2+6,000円 支払った保険料×1/4+14,000円 28,000円					
		右記の (①+④)+(②+③+⑤) = 控除額(最高70,000円) ※ただし、新契約と旧契約の両方の控除の適用を受ける場合は 合計で最高28,000円((①+④)と(③+⑤)のとき)	旧契約 ④旧一般生命保険料 ⑤旧個人年金保険料	15,000円以下 15,001円～40,000円 40,001円～70,000円	支払った保険料の額 支払った保険料×1/2+7,500円 支払った保険料×1/4+17,500円					
16	地震保険料控除 (旧長期損害保険料控除)	令和7年中に居住用家屋・生活用動産を保険の目的とし、かつ、地震を原因とする損害の額を補てんする保険金等が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料を支払った場合の控除 ※控除証明書類等の証明書類の添付が必要 ※控除額は、地震保険料控除と旧長期損害保険料控除を合わせて最高で25,000円（1つの保険契約が両方に該当する場合はどちらか選択）	地震保険料控除	50,000円以下 50,001円以上	支払った保険料×1/2 25,000円					
			旧長期損害保険料控除	5,000円以下 5,001円～15,000円	支払った保険料の額 支払った保険料×1/2+2,500円					
17	寡婦控除	寡婦	次のいずれかに該当する人 ①夫と離婚した後、再婚しておらず、合計所得金額が500万円以下かつ総所得金額等が58万円以下の生計を一にする扶養親族を有する人 ②夫と死別し、再婚していない又は夫が生死不明等で、合計所得金額500万円以下の人						260,000円	
18	ひとり親控除	ひとり親控除	婚姻歴や性別に関わらず、合計所得金額500万円以下、かつ、総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子を有する単身者						300,000円	
19	勤労学生控除	自己の勤労に基づく給与所得等があり、かつ令和7年中の合計所得金額が85万円以下で、合計所得金額のうち、給与所得等以外の所得が10万円以下の学生である場合の控除 ※在学証明書の添付又は学生証の提示が必要							260,000円	
20	障害者控除	自己又は同一生計配偶者や扶養親族に障がいがある場合が対象 ※該当する手帳、障害者控除対象者認定書等の提示が必要（ただし市の申告相談会場では障害者控除対象者認定書は不要）	普通障害者 特別障害者 同居特別障害者	身体障害者手帳3級～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級・3級、要介護認定1～3（65歳以上） 身体障害者手帳1級～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護認定4または5（65歳以上） 特別障害者である扶養親族が同居している場合	身体障害者手帳3級～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級・3級、要介護認定1～3（65歳以上） 身体障害者手帳1級～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護認定4または5（65歳以上） 特別障害者である扶養親族が同居している場合	260,000円 300,000円				
21	配偶者控除	配偶者の合計所得								
22	配偶者特別控除	本人(納税義務者)の合計所得	58万円以下 ※70歳以上	58万円超～100万円以下 ※70歳未満	58万円超～100万円超～105万円以下 105万円超～110万円以下 110万円以下	100万円超～105万円以下 110万円超～115万円以下 115万円以下	110万円超～115万円以下 120万円超～125万円以下 125万円以下	120万円超～125万円以下 125万円超～130万円以下 130万円以下	130万円超～133万円以下	
		900万円以下	380,000円	330,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	
		900万円超～950万円以下	260,000円	220,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	
		950万円超～1,000万円以下	130,000円	110,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	
									20,000円	
									10,000円	
23	扶養控除	令和7年12月31日（年の途中に死亡した場合は死亡日）現在、生計を一にする年齢16歳以上上の親族で合計所得58万円以下の人のが対象	一般の扶養親族 特定扶養親族 老人扶養親族 同居老親等扶養親族	扶養親族のうち16歳以上19歳未満（平成19年1月2日以降 又は23歳以上70歳未満（昭和31年1月2日以降 平成15年1月1日以前 生まれの人の人） 扶養親族のうち19歳以上23歳未満（平成15年1月2日以降 平成19年1月1日以前 生まれの人の人） 扶養親族のうち70歳以上（昭和31年1月1日以前 生まれの人の人） 老人扶養親族のうち、自己又は自己の配偶者の直系尊属で同居を常況	扶養親族のうち16歳以上19歳未満（平成19年1月2日以降 又は23歳以上70歳未満（昭和31年1月2日以降 平成15年1月1日以前 生まれの人の人） 扶養親族のうち19歳以上23歳未満（平成15年1月2日以降 平成19年1月1日以前 生まれの人の人） 扶養親族のうち70歳以上（昭和31年1月1日以前 生まれの人の人） 老人扶養親族のうち、自己又は自己の配偶者の直系尊属で同居を常況	330,000円 450,000円 380,000円 450,000円				
24	特定親族特別控除	生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、合計所得金額が一定金額以下の控除対象扶養親族に該当しない者が対象	対象親族の合計所得金額 控除金額	58万円超～95万円 450,000円	95万円超～100万円 410,000円	100万円超～105万円 310,000円	105万円超～110万円 210,000円	110万円超～115万円 110,000円	115万円超～120万円 60,000円	
25	基礎控除	納税者本人の合計所得金額に応じて右記の金額を控除	納税者の合計所得金額 控除金額	2,400万円以下 430,000円	2,400万円超～2,450万円以下 290,000円	2,450万円超～2,500万円以下	150,000円		2,500万円超	
26	雑損控除	自分や生計を一にする配偶者、その他の親族が令和7年中に災害・盗難・横領により住宅や家財等に損害を受けた場合、次のいずれか多い方の金額を控除 ①（損失金額－保険金等で補填される金額）－（総所得金額等×10%） ②災害関連支出の金額－50,000円							0円	
27	医療費控除	自分や生計を一にする配偶者、その他の親族のために令和7年中に医療費を支払った場合、下記金額を控除 (支払った医療費－保険金などで補填される金額)－(総所得金額等×5%、又は100,000円の少ない額) ※医療費控除の明細書の提出が必要								
	医療費控除の特例	健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、自分や生計を一にする配偶者、その他の親族のために令和7年中に支払ったスイッチOTC医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品）の購入費が年間12,000円を超える場合の控除（上限88,000円） ※ただし従来の医療費控除との併用や、後に制度の変更はできません ※セルフメディケーション税制の明細書の提出が必要								